

業務改善の実施状況報告

組織名	動物医薬品検査所	連絡先	042-321-1856
所管する業務の概要	薬事法に基づく動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器の安全性、品質及び有効性の確保による動物の生命の安全とそれにつながる人と畜水産食品の安全確保のために、動物用医薬品等の検査に関する各種企画立案・調整及び検査業務（技術的承認審査及びその関係業務、品質検査、検査用標準品の確保及び配布、検査に関する調査研究、技術的指導等）を行っている。		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<p>(1)業務における心構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇マニュアルの所内インターネット掲示板への掲示を行って常時閲覧するようにするとともに、6月30日に全職員を対象に接遇に関する講演会のDVDを放映した。 ・4月2日に、所長が全職員に対して、当所の現状及び今後の課題について説明し、認識の共有化を図った。 ・6月30日の当所創立記念式において、所長が食の安全と動物を守るための当所の役割と職員の心構えを訓辞した。 ・4月から検査第一部の組織が、7検査室制から3検査領域に、検査第二部の組織が4検査室から2検査部領域に替わった。これを踏まえて各領域の総括上席研究官がリーダーとなる新たな検査業務実施体制の構築に取り組んでいる。 	<p>(1)業務における心構え</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査部の組織が検査室体制からスタッフ制となったため、職員間の情報共有等が従来のやり方では対応しきれなくなっている。 ・組織改編に伴った大部屋化等のインフラが未整備であり、スタッフ制のメリット（機動的・効率的な業務運営）が十分に活用できる状況に至っていない。 <p>【改善策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新体制に見合った情報の迅速・的確な共有化、重要事項の検討を行うため、総括上席研究官会議を新たに設置した。 ・庁舎のインフラについては、今後の整備について予算要求へ向けた対応を開始した。 ・担当業務の基本的認識を共有化し、業務が停滞することがないように、研修や引継ぎを十分に行うこととした。
<p>(2)農林水産業の振興と消費者利益の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物医薬品検査所のホームページを充実し、使用者や消費者等への副作用情報の提供とともに検定対象から除外されたワクチンに関する情報を逐次提供することとした。 	

<p>(3) 国民の意見、要請、苦情に対する姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民からの意見等については、現行の動物用医薬品の安全性確保制度及び本省の双方向情報交流システムによって対応することとしている。主として直接に当所ホームページの窓口が利用されており、日常的に対応している。 	
<p>(4) 国民への情報提供姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民への情報提供に関しては、情報開示請求制度、承認相談制度等によって対応している。 ・動物用医薬品の副作用情報等の提供については、ホームページ等を活用している。 	

<p>2. 国民視点に立った業務の遂行について</p>	
<p>・これまでの取組実績及び現在実施している取組</p>	<p>・今後の課題とその改善策</p>
<p>【政策・事業（業務）等の企画立案・推進】</p> <p>(1) 政策のニーズ等の把握に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床獣医師、医師及び大学教諭等による審議会等においては、動物用医薬品の有用性や開発意義に関わる立場から、施策ニーズ、承認申請資料作成のためのガイドライン等に関する多様な意見や助言を提示してもらい、これらを勘案して的確な対応措置を講じることに努めている。 	
<p>(2) 関係部署との連携強化のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務・事業推進のため、定期的な本省担当部署との協議や担当者会議、情報交換のための定例会議を開催している。 	<p>(2) 関係部署との連携強化のための取組</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応が必要な案件が続く場合は、定期的な会議の開催が困難である。 <p>【改善策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保留できない検討事項も少なくないことから、定例会議を開催するために、各部署での共通認識を持った上で、出席者を絞る等の工夫を行う。

(3) 国民への政策等の説明方法

- ・ ホームページ、動薬検ニュース、動薬検年報等によって当所の業務内容の現況を紹介・説明している。
- ・ 業界に対しては、施策に関する意見照会及び定期的な情報交換会議を開催している。

(3) 国民への政策等の説明方法

- 【課題】
- ・ 国民への説明手段として妥当なものと、実際に合理的にそれを行えるかどうかを考慮し、逐次、見直す必要がある。
- 【改善策】
- ・ 動薬検ニュース（年6回の発行）について、編集に労力・時間を要し、また、ほとんどの記載内容がホームページと重複することから、22年4月から発行を休止し、ホームページの充実化を図ることで合理的に対応することとした。
 - ・ 動薬検年報の発行方法を印刷物から電子化に変更することで、編集及び発行業務を合理化した。

(4) 業務の点検、分析、検証

- ・ 農林水産省の機関として、また職員として恥じることがない職場環境の維持・改善を目指し、職員一人ひとりがよりよい環境となるよう心がけ、意見を出し合っている。
- ・ 業務に関する情報公開、上部部署への業務報告書の提出等、国民及び部外者の視点に立った説明・証明責任を果たしている。

(5) ニーズの把握等の取組

- ・ 外来者の受付業務を無人化したことにより不都合がないように玄関の案内を整備した。また、来客者に対して失礼な事例等の有無を確認するためにアンケートを実施して情報の収集を行っている。

(6) 関係部署との情報交換

- ・ 毎週所議を開き情報の伝達、確認、協議等を行っており、全職員へ伝えるべきものはインターネット掲示板などを利用して伝達している。
- ・ 職員健康管理業務の実施に関しては、所内委員会及び関係部署と連携して遂行している。

(7) 職員や業者への説明方法

- ・ 職員に対して、インターネット掲示板を利用し、重要なものは所議を通じて漏れのないよう伝達している。
- ・ 物品購入・工事等の入札契約事務について、入札参加希望者に対しては、仕様書の内容について不明な箇所等が生じ

<p>ない様に、現場説明等も積極的に実施している。</p>	
<p>【リスク管理】 (1) リスク管理の手順・ルール ・動物用医薬品の安全確保業務自体がリスク管理であり、既に制度化された業務を確実に実施するように務めている ・外部監査により指導を受けた事項については、速やかに改善措置をとることとしている。</p>	
<p>(2) 過去の失敗や教訓の活用 ・ヒヤリ・ハット事例については、各室（領域）でのミーティング、各部署の会議等の機会を活用して、講習・検証を行っている。 ・定期的に管理職による訓辞を行い、注意を喚起している。 ・異なる担当の問題においても、問題点を共有化している。 ・業務引継に際し、必要な書類が散逸し、後任者への引継ぎが行われていない事例が確認され、業務の修復に手間取ったため、その再発防止を心がけるようにしている。</p>	<p>(2) 過去の失敗や教訓の活用 【課題】 ・ヒヤリ・ハット事例については当初は呼びかけに応じた対応がなされていたが、検証や注意喚起、問題の共有化がなされなくなってきた。 【改善策】 ・業務全体において、ヒヤリ・ハットは起こり得ることであることを職員個々が再認識し、検証や問題の共有化を行えるよう、注意喚起を継続する必要がある。</p>
<p>【食の安全に関する取組】 (1) 農林水産省職員としての食の安全への意識 ・本省にて定例開催される「食品安全に係る科学セミナー」へは職員を出席させ、関連する部署に確実に伝達を行い安全への意識向上に努めている。</p>	
<p>(2) 食の安全に関する取組 ・食の安全に繋がる動物用医薬品の安全性確保は制度化されており、食の安全が業務目的の一つとして当所の要覧等でも大きく標榜しているので、それを維持している。 ・食品安全委員会等へのリスク関連情報の提供を行っている。 ・定期的に管理職による訓辞を行い、食の安全に寄与する当所の役割の認識を深めている。</p>	

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて

・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
(1) 毎週開催される各検査室（検査領域）単位あるいは全員参加の会議において、自由討議の場が設定されており、円滑な意見交換に努めている。	(1) 【課題】 ・22年4月から検査室体制からスタッフ制となったにもかかわらず、職員間の情報共有等の状況が従来そのままにとどまっている。 【改善策】 ・総括上席研究官会議等を通じて体制に見合った情報の迅速・的確な共有化を進める。
(2) 折に触れて管理職による訓辞を行っており、また、管理職が直接／率先した業務管理及び必要に応じて部下との直接対話を行っている。	
(3) 効率的に業務を進めるため、分担できる部分については、その都度業務配分の調整を行っている。	
(4) 業務の継続性を意識し、業務遂行に必要な知識及び考え方等について、上司から部下に日常的に説明を加え、各自の理解度を深めるよう努めている。	
(5) 業務の運営に関して、日常的に意見を求め、対処方針を集約の上、チームとして行動できるように努めている。	

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
1. ～3. に分類できない取組があれば、この欄に記載する。	